

# 凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する 技術基準の制定について

---

# 1. 凸部、狭窄部及び屈曲部の位置づけ

## ○道路法

○第29条(道路の構造の原則)

○第30条(道路の構造の基準)

## ○道路構造令

○第31条の2(凸部、狭窄部等)

主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

## 2. 凸部等の設置に関する技術基準の構成

### 【目次】

#### 第1章 総則

1-1 基準の目的

1-2 適用の範囲

1-3 凸部等の設置に関する基本方針

1-4 用語の定義

#### 第2章 計画

2-1 対象とする道路

2-2 設置計画

2-3 留意事項

#### 第3章 構造

3-1 凸部

3-2 狭窄部

3-3 屈曲部

#### 第4章 施工及び維持管理

4-1 施工

4-2 維持管理

4-3 記録の保存

### 3. 基準のポイント① 歩行者と自転車の安全確保を基本方針として規定

#### ○生活道路における歩行者と自転車の安全確保を基本方針として規定

#### 第2章 総則

##### 1-1 基準の目的

本基準は、凸部、狭窄部及び屈曲部(以下、「凸部等」という。)の設置に関する一般的技術基準を定める。

##### 1-2 適用の範囲

本基準は、道路法(昭和27年法律第180号)上の道路に、道路管理者が凸部等を設置する場合に適用する。

##### 1-3 凸部等の設置に関する基本方針

- (1)生活道路において、歩行者又は自転車の安全な通行を確保するため、必要に応じて凸部等を効果的に設置し、自動車の速度を十分に減速させるとともに、自動車の通行を安全性の高い幹線道路等へ誘導するよう、努める。
- (2)凸部等の設置にあたっては、車両の安全な通行及び歩行者の安全かつ円滑な通行が妨げられないよう留意する。

### 3. 基準のポイント② 検討対象道路の規定

#### ○凸部等の設置の検討対象となる道路を規定

#### 第2章 計画

##### 2-1 対象とする道路

生活道路において、次のいずれかに該当する場合は、沿道の状況等を踏まえ、必要に応じて、凸部等を設置する。

- 1) 歩行者又は自転車の事故が多発している道路
- 2) 自動車の速度が高い道路
- 3) 通過交通が多い道路
- 4) 急減速等が多発している道路
- 5) その他、地域において凸部等の設置が必要と認められる道路



### 3. 基準のポイント③ 一体的に計画する範囲の設定を規定

○凸部等の効果を確実に発揮させるとともに、凸部等の設置の影響が生活道路内での経路の転換へ帰着することを避けるために、一体的に計画する範囲を設定することを規定

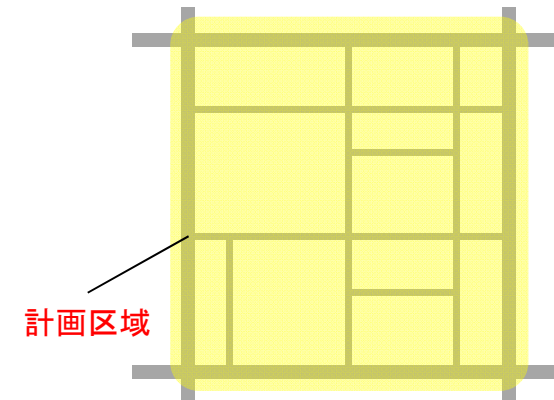
#### 第2章 計画 2-2 設置計画

##### (1) 計画区域の設定

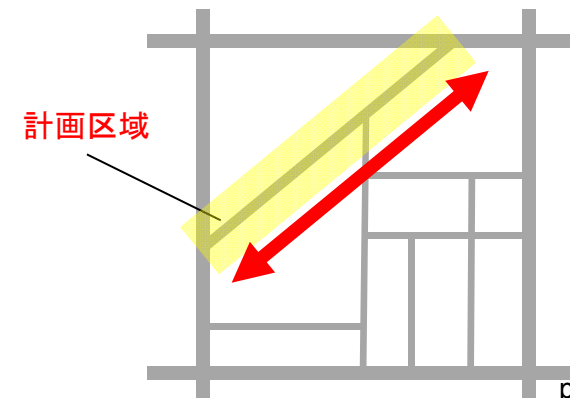
凸部等の設置の効果を高めるため、幹線道路等で区画された区域や、個別の抜け道の起点から終点までの区間等、凸部等の設置を一体的に計画すべき範囲を設定する。

<計画区域のイメージ>

○幹線道路等で区画された区域



○個別の抜け道の起点から終点までの区間



### 3. 基準のポイント④ 関係者との連携、注意喚起を規定

○凸部等の設置の効果を高めるため、都道府県公安委員会・地域住民等関係者との連携、注意喚起看板等の設置、積雪地域における対応について規定

#### 第2章 計画

#### 2-3 留意事項

##### (1) 関係者との連携

凸部等の設置を計画するにあたっては、都道府県公安委員会により実施される交通規制と整合を図るとともに、地域住民等の理解と協力を得るよう努める。

##### (2) 注意喚起看板等の設置の検討

凸部等の設置にあたっては、必要に応じて、その存在を予告するための注意喚起看板等の設置について検討するとともに、当該計画区域は歩行者又は自転車が中心の生活空間であること等を、自動車の運転者にわかりやすく伝えるための注意喚起看板等の設置について検討する。

##### (3) 積雪地域における対応

積雪地域においては、積雪の影響及び除雪への影響を勘案して、凸部等の設置を検討する。

### 3. 基準のポイント⑤ 凸部の要求性能や標準的な構造を規定

#### ○凸部の要求性能や標準的な構造を規定

#### 第3章 構造

#### 3-1 凸部

- (1)凸部は、当該部分を通行する自動車を十分に減速させる構造を標準とする。
- (2)凸部は、その端部から頂部までの部分及び凸部の頂部における平坦な部分から成り、その構造は、凸部を設置する路面から平坦部までの垂直方向の高さ、凸部を設置する路面に対する傾斜部の縦断勾配、縦断方向の傾斜部の形状及び縦断方向の平坦部の長さにより規定する。



### 3. 基準のポイント⑥ 凸部の要求性能や標準的な構造を規定

#### 第3章 構造

##### 3-1 凸部

(3) 速度が1時間につき30キロメートルを超えている自動車を十分に減速させる場合には、凸部の構造は次による。

1) 凸部の高さ

10センチメートルを標準とする。

2) 傾斜部の縦断勾配

平均で5パーセント、最大で8パーセント以下を標準とする。

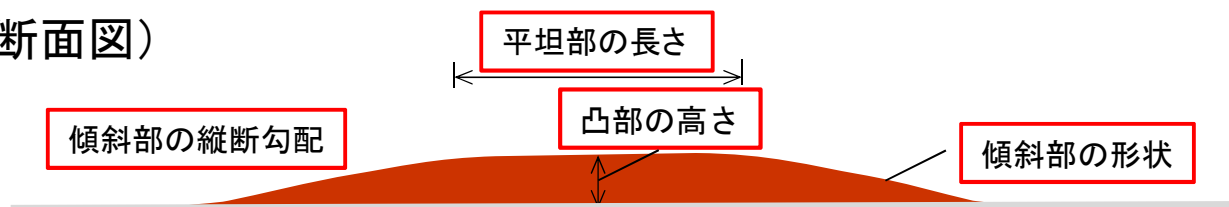
3) 傾斜部の形状

凸部を設置する路面及び平坦部とのすりつけ部を含め、なめらかなものとする。

4) 平坦部の長さ

2メートル以上を標準とする。

(縦断面図)



### 3. 基準のポイント⑦ 狭窄部の要求性能や標準的な構造を規定

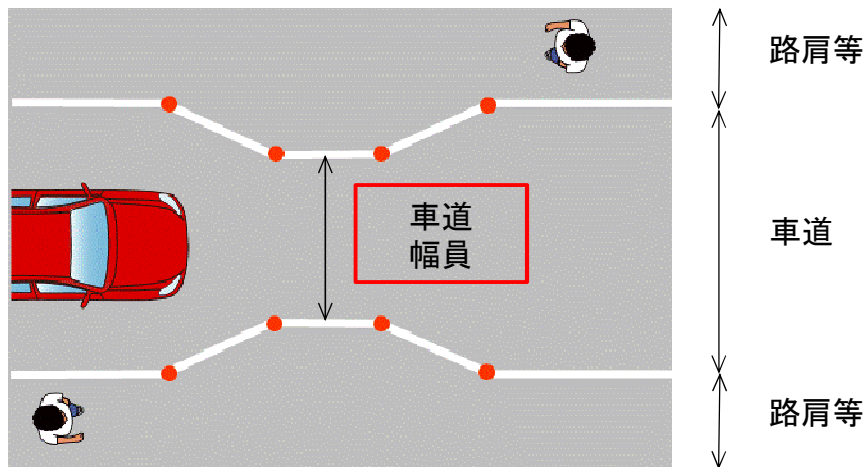
○狭窄部の要求性能および道路構造令を踏まえた車道幅員を規定

第3章 構造

3-2 狭窄部

- (1) 狭窄部は、当該部分を通行する自動車を十分に減速させる構造を標準とする。
- (2) 狭窄部の構造は、最も狭小な車道の幅員により規定する。
- (3) 狭窄部の最も狭小な車道の幅員は、3メートルを標準とする。

(平面図)



道路構造令 第5条(車線等)

5 第3種第5級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第31条2の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

### 3. 基準のポイント⑧ 屈曲部の要求性能を規定

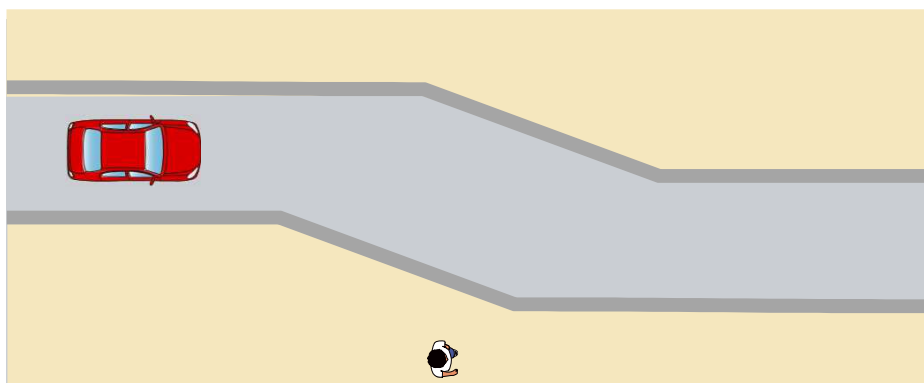
#### ○屈曲部の要求性能を規定

#### 第3章 構造

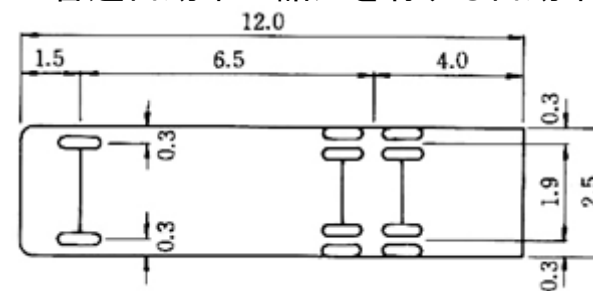
#### 3-3 屈曲部

屈曲部は、普通自動車が行き通る可能で、当該部分を通行する小型自動車を十分に減速させる構造を標準とする。

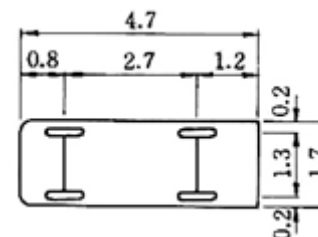
(平面図)



普通自動車(道路構造令第4条第2項に示された普通自動車の諸元を有する自動車)



小型自動車(道路構造令第4条第2項に示された小型自動車の諸元を有する自動車)



### 3. 基準のポイント⑨ 計画との適合、維持管理を規定

○計画された構造と適合すること、維持管理を適切に行うために必要となる事項を記録すること、良好な状態を保つことを規定

#### 第4章 施工及び維持管理

##### 4-1 施工

##### (2) 施工方法

凸部等の施工にあたっては、交通の安全及び他の構造物への影響に留意し、計画された構造を満たすよう、安全かつ確実に行う。

##### 4-2 維持管理

凸部等は、その効用が損なわれることがないよう維持管理を行い、常に良好な状態に保たれるよう努める。

##### 4-3 記録の保存

凸部等の維持管理を適切に行うため、凸部等の設置位置、種類、設置年月、構造、補修履歴その他必要な事項を記録し、適切に保存する。